

## 第66回岡山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事概要

1 日時：令和5年3月20日（月） 15時～15時30分

2 場所：本庁3階 第三会議室

3 出席者：資料席次表参照

4 議事概要

[市長]

これから第66回目となる本部会議を開催する。

岡山市の本日の新規感染者は17名。1月の初旬には2,300人と新規感染者が増えていたが、1%以下まで減った。このような減少傾向となっている。

3月10日に政府から医療体制の見直しの方針が示され、また、継続してきた学校におけるマスクの着用について、文科省は4月以降の考え方を3月17日に明らかにした。

本日は、今後の対応について協議を行うため、みなさんに集まってもらった。

各局室の対応状況を報告願う。

### (1) 新型コロナウイルス感染状況等について【保健福祉局】

[感染症対策担当局長]

・令和4年1月以降の感染者の推移

感染者の減少傾向は継続しており、昨日までの1週間平均の感染者は37.9人。昨年の同時期と比較してもかなり低い値に落ち着いてきている。

・年代の比較

年代別の実数グラフでは、減少傾向であることがわかる。直近の1週間のグラフの中でもだいたいどの年代でも同じような傾向で感染者が出ている。

・クラスターの発生状況

感染者数の減少に合わせ、クラスターも減少しているが、重症化リスクの高い方の多い高齢者施設、医療機関などでのクラスターが、数は少ないものの引き続き確認されている。

このため、引き続き、高齢者施設等に抗原検査キットを配布することとする。施設へのコロナの持ち込み防止や、感染者の早期発見に役立てていただきたい。

今後、年度末にかけて人の移動等で感染拡大の可能性もあるため、引き続き、換気、手指消毒、3密の回避などの基本的な感染防止対策をお願いする。

併せて、マスクの着用については、3月13日から「個人の判断」となったが、国からは特に重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、医療機関や高齢者施設を訪問する際は、マスクの着用が推奨されている。状況によって判断をお願いする。

また、5月8日からコロナ感染症は、感染症法上の2類から5類へと扱いが変更されるこ

となるが、移行後の運用については、改めて、お知らせする予定。

なお、コロナ本部の応援体制について、感染者の数に応じ、全庁からの応援を求めているが、現状を踏まえ、一旦終了とする。

#### ・ワクチン接種について

ワクチン接種については、国において検討されていたが、令和5年度も特例臨時接種として、自己負担なしで接種できることになった。

接種は、重症化予防を主な目的として年2回実施する。

まず、春夏接種は、5月8日から8月末までに実施し、対象者は高齢者等重症化リスクが高い方や、重症化リスクの高い方と接する機会の多い施設の従事者などに限定される。

対象者への接種券送付など、具体的な内容については決まり次第、岡山市からお知らせする。

次に、9月から開始する秋冬接種で、こちらは追加接種が可能な5歳以上の方すべてが対象となる。使用するワクチンなど詳細については国において検討中のため、わかり次第お知らせする。

5月8日からは、令和4年の秋から実施しているオミクロン株対応ワクチンの接種が、対象者が限定した接種になることから、65歳未満で、基礎疾患のない方などは接種できなくなる。

春夏開始の接種の対象とならない方で、まだオミクロン株対応ワクチンを接種していない方、接種を希望する場合は早めの接種をお願いする。

小児のオミクロン株対応ワクチンの接種開始についてであるが、対象は、5歳から11歳までの小児。これまでの追加接種は、オミクロン株対応ワクチンは接種できなかったが、規定の接種間隔を満たせば、ファイザー社製小児用オミクロン株対応ワクチンの接種が可能になった。効果や安全性は資料に記載のとおり。

接種券は、新たに対象となる方へ、本日発送している。なお、3回目の追加接種を受けておらず、お手元に接種券がある場合は、そちらをお使いいただける。

予約及び接種だが、3月23日木曜日から、体制の整った医療機関から順次開始する。

市内約90か所の医療機関で接種を実施することとなり、接種可能な医療機関は市ホームページをご覧ください。

幸い現時点では感染は落ち着いている状況であるが、ワクチンは、重症化予防効果や感染予防効果が期待できるので、前向きに接種をご検討いただきたい。

[市長]

保健所長、何か意見はないか。

[保健所長]

過去3年にわたって各局から多大な支援をいただき心より御礼申し上げます。ありがとうございます

いました。

[市長]

もう応援がなくなっているという理解でいいか。

[感染症対策担当局長]

はい。

[市長]

私からもお礼を。各局の皆さん方ありがとうございました。

## (2) 4月1日以降の学校教育活動について【教育委員会】

[教育長]

4月1日以降の学校教育活動については、基本的な感染症対策を継続しながら、児童生徒及び教職員については、マスクの着用を求めないことを基本とし、以下のとおりとする。

まず、授業については、常時換気を行うものとし、対面形式となるグループワーク等では、少人数で実施し、大声での会話を控える、また、一斉に大きな声で話す活動では、近距離で向かい合っただけの発声を控えることとする。

次に、入学式等の学校行事では、身体的な距離を確保したうえで、国歌等の斉唱や合唱時は、マスクの着用を求めないこととする。また、来賓や保護者に対しても着用を求めないこととする。

次に、給食の場面では、一定の距離を確保することにより、黙食は必要ないこととする。

部活動の活動範囲に制限を設けないこととする。

最後に、留意事項として、基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由からマスクを着用できない児童生徒もいたりすることなどから、配付資料のリーフレットを用いて、マスクの着脱を強いることのないようするとともに、着用の有無による差別、偏見等がないよう、適切に指導してまいりたい。

[市長]

この資料の内容は、ここで承認されたら各学校に通知するという理解でいいか。

[教育長]

2枚とも送付しようと思っている。

## (3) 保育料等の減免措置の終了について【岡山っ子育成局】

[岡山っ子育成局次長]

現在、保育園と認定こども園で、臨時休園や、児童の感染、濃厚接触により欠席した場合に、保育料については日割りで減免、副食費については1か月のうちの6日以上欠席した場合に半額を減免しているが、新型コロナウイルスが5類に移行することに伴い、減免措置を終了しようとするもの。

なお、国からは、令和5年3月31日で減免措置を終了するという通知が来ているが、4月以降も感染者や濃厚接触者には、一定の期間、登園を控えていただくことになることから、4月1日から5月7日までは、市独自で減免を継続したうえで、終了したいと考えている。

#### (4) その他

[市長]

皆さん方、何か意見はないか。危機管理監はどうか。

[危機管理監]

1点確認を。

ワクチンの特例措置接種が1年延長により令和6年3月までで、来年度の秋開始は12月で終わりというのは、決定と見てよいか。

[感染症対策担当局長]

最終的な日付はまだ正式に出ていないが、現在国から示されているのが、9月から12月までという表現になっているので、もっと詳しい日程等がわかれば、その時点で説明したい。

#### 5 本部長まとめ

ワクチン接種は、特例臨時接種が延長され、令和5年度も、引き続き自己負担なしで接種が可能となった。令和5年度の追加接種は、高齢者など重症化リスクのある方や医療従事者等を対象とした春開始接種と、初回接種が終了した方全員を対象とした秋開始接種が予定されている。

一方で、令和4年の秋から始まったオミクロン対応ワクチンによる追加接種は、5月7日ですべて終了する。

オミクロン株対応ワクチンの1回目を接種していない65歳未満の方で接種を希望される方は早めの接種をお願いします。

今回、5歳以上11歳以下への追加接種に使用するワクチンが、小児用オミクロン株対応ワクチンに変わり、3月23日から体制の整った医療機関から順次、予約と接種を開始する。

本日3月20日、新たに対象者となった方に接種券を発送する。

ワクチンには、重症化予防効果や感染予防効果が期待できることから、前向きに接種をご検討いただきたい。

学校におけるマスク着用は、3月末まで従来通りのルールとなっていたが、このたび示された文科省の方針をもとに、岡山市においても、4月1日から児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とする。

保育園・子ども園において、4月以降も5類に移行するまでは、感染者や、濃厚接触者には登園を控えていただく状況に変わりはない。

この方々に対する保育料等の減免措置について、国から3月末で終了する方針が示され

ており、4月以降、国や県の補助はなくなるが、岡山市は4月以降も市独自で減免措置を継続することとした。なお、この措置は5月7日をもって終了する。

## 第66回岡山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時：令和5年3月20日（月）

15時～15時30分

場 所：本庁3階 第三会議室

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 議 題

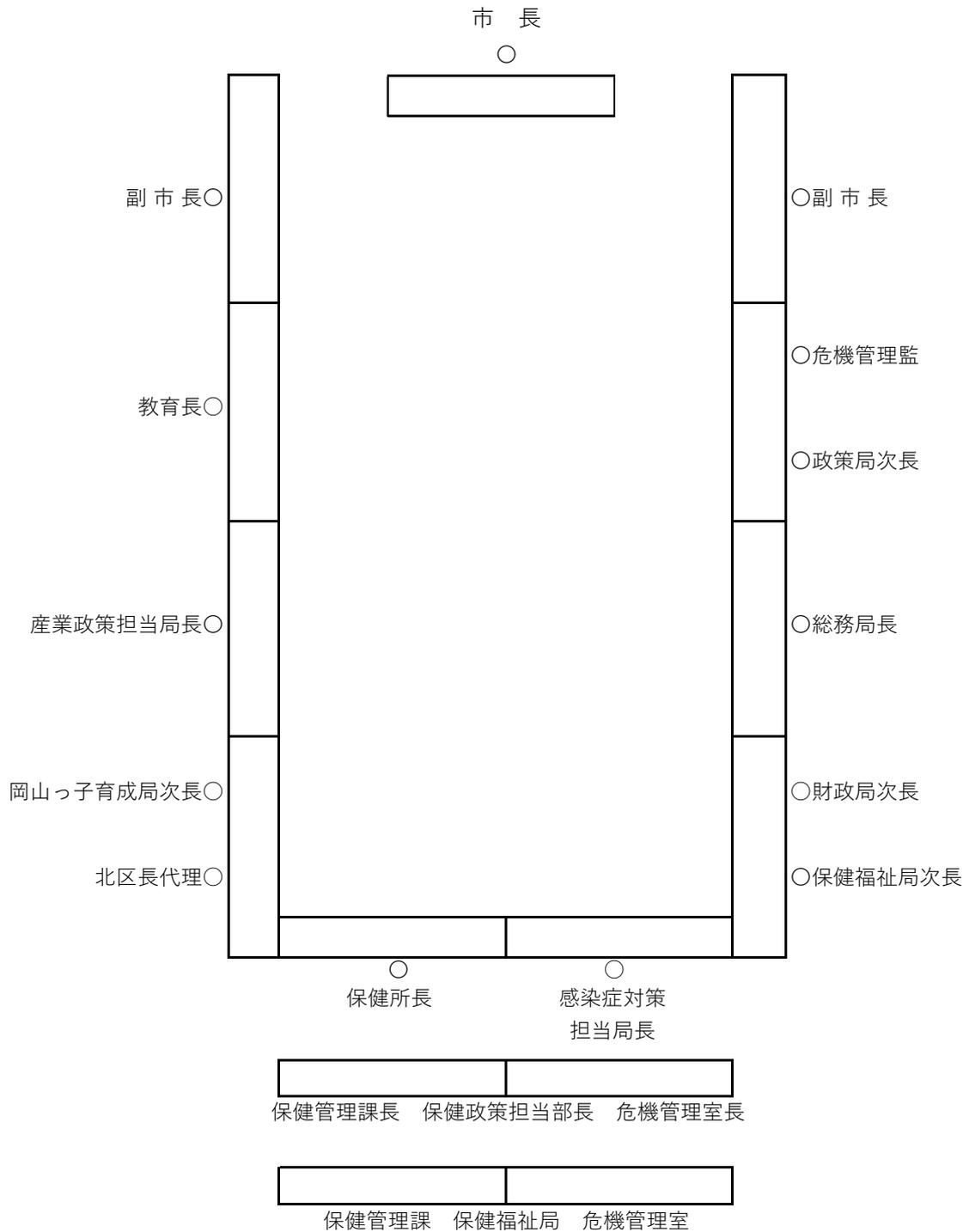
（1）現時点における対応状況等について担当局から報告

- ① 保健福祉局
- ② 教育委員会
- ③ 岡山っ子育成局

（2）その他

#### 3 閉 会

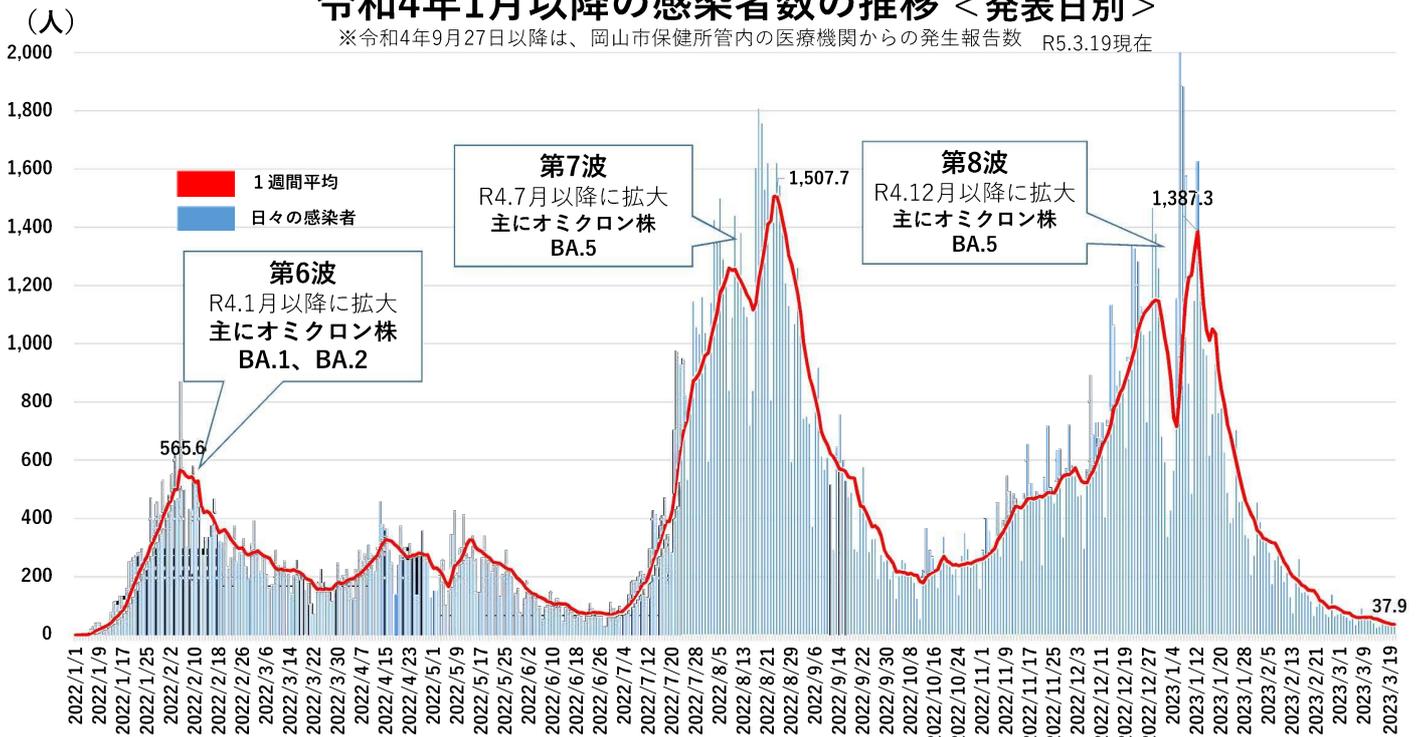
第66回 岡山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
配席図（R5.3.20）



（報 道）

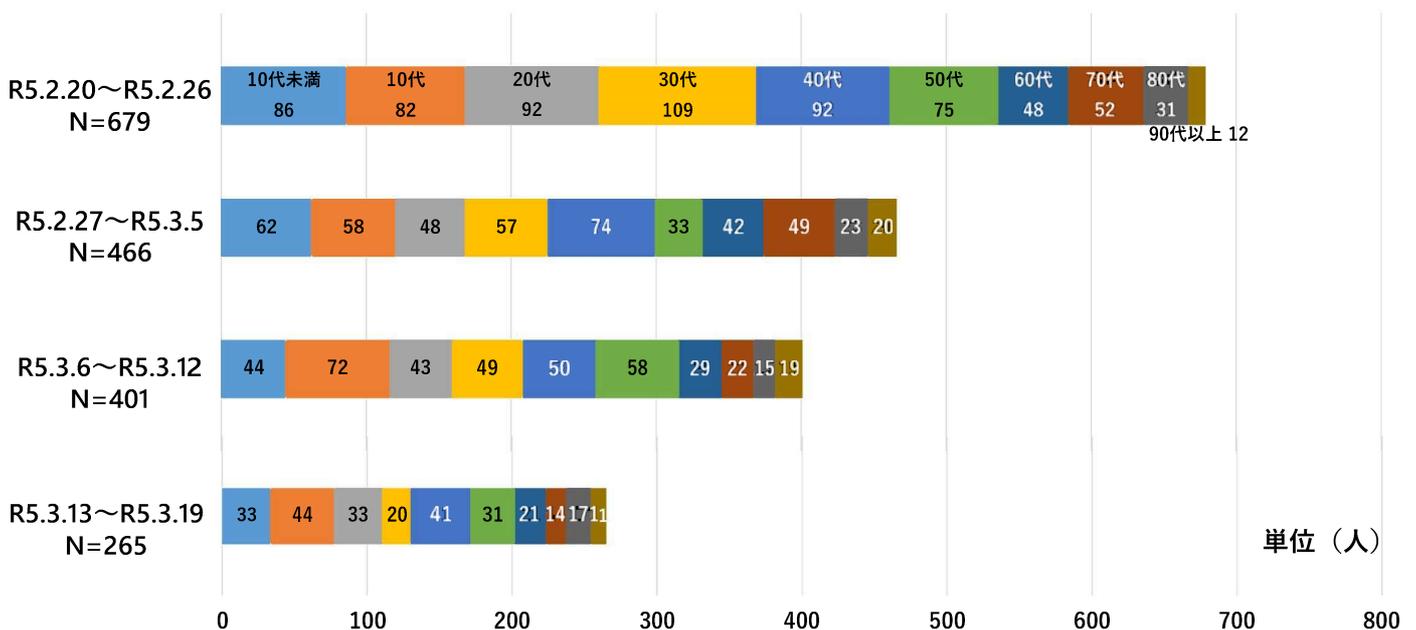
## 令和4年1月以降の感染者数の推移 <発表日別>

※令和4年9月27日以降は、岡山市保健所管内の医療機関からの発生報告数 R5.3.19現在



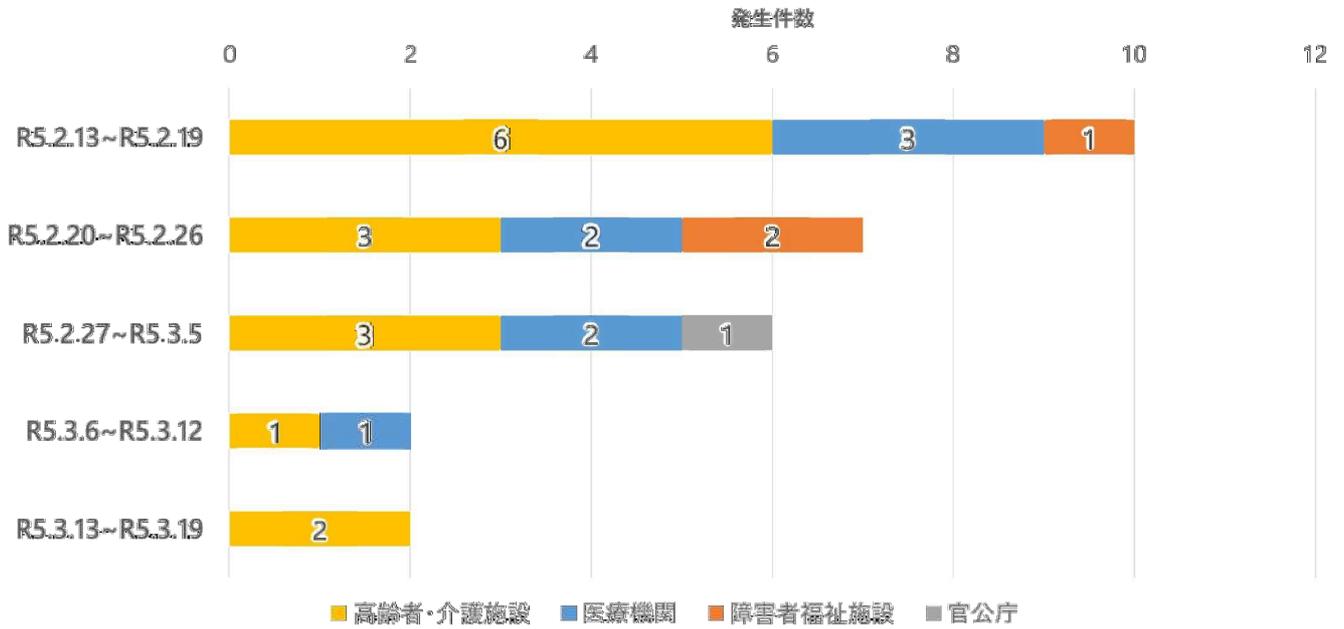
## 1週間毎の感染者の年代の比較

感染者数は減少傾向が続いていますが、どの年代でも感染が発生しています。



## 直近1ヶ月のクラスターの発生状況 R5.3.19現在

(岡山市保健所がクラスターとして確認したものに限る。)



## 令和5年度の新型コロナワクチン接種について

### 令和5年度のワクチン接種の国の方針ほか

【法的位置づけ】

**特例臨時接種を1年間延長（令和6年3月末まで）** →令和4年度に引き続き自己負担なしで接種が可能

【令和5年度に実施する追加接種の目的、対象者、接種スケジュール】

- (1) 目的：重症者となる者の低減（重症化予防）
- (2) スケジュールほか

	春開始接種	秋開始接種 ※詳細は国において検討中
期 間	令和5年5月8日～8月末	令和5年9月～12月
対 象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の高齢者</li> <li>・5歳以上65歳未満で基礎疾患がある方</li> <li>もしくは重症化リスクが高いと医師が認める者</li> <li>・医療機関や介護、障害者施設等に従事する者等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・追加接種が可能な5歳以上のすべての者</li> </ul>
使用ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オミクロン株対応ワクチン</li> <li>・ノババックス（12歳以上のみ）</li> </ul>	今後の検討により決定

【令和4年秋開始のオミクロン株対応ワクチンの接種可能時期】

○令和4年秋に開始した1回目のオミクロン株対応ワクチンの接種は**5月7日で終了**

（5歳以上11歳以下の小児のオミクロン株対応ワクチンの1回目接種は除く）

→65歳未満の春開始接種の対象とならない方で、**オミクロン株対応ワクチンの接種を希望する方は早めの接種をお願いします**

## 小児（5歳以上11歳以下）のオミクロン株対応ワクチン接種について

### 接種対象者及び使用するワクチン

○小児（5歳から11歳）で初回（1, 2回目）接種または、追加接種から3か月以上経過した者を対象に、ファイザー社製小児用オミクロン株対応ワクチンを1回接種

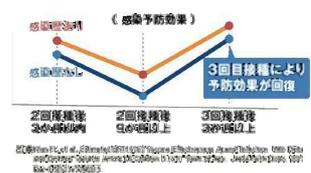
### 効果及び安全性

【効果】

○従来型ワクチンの追加接種に係る知見だが、新型コロナの感染の有無に関係なく、従来型ワクチンの3回目接種後3～5か月経過後の感染予防効果は50～60%程度が認められている

【安全性】

○小児用オミクロン株対応ワクチンの接種による発熱は約1.9%、疲労感は約30%等の報告があり、重い有害事象とされた事例はまれで、接種後の死亡や心筋炎と報告されたものはなし（米国での実績に基づく）



### 接種券について

○令和5年3月10日時点において、従来型ワクチンによる初回又は3回目接種から3か月以上経過した者約2,300名に対し、**令和5年3月20日に接種券を発送**

※以降、初回接種または従来型による追加接種から3か月経過後に順次接種券を送付

○初回接種後送付された3回目用の接種券が手元があれば、その接種券も使用可能

### 接種開始時期・接種医療機関

○予約及び接種は**3月23日（木）から、体制の整った医療機関から順次開始**

※予約は県共通予約システム（インターネット予約）もしくは各医療機関へ直接

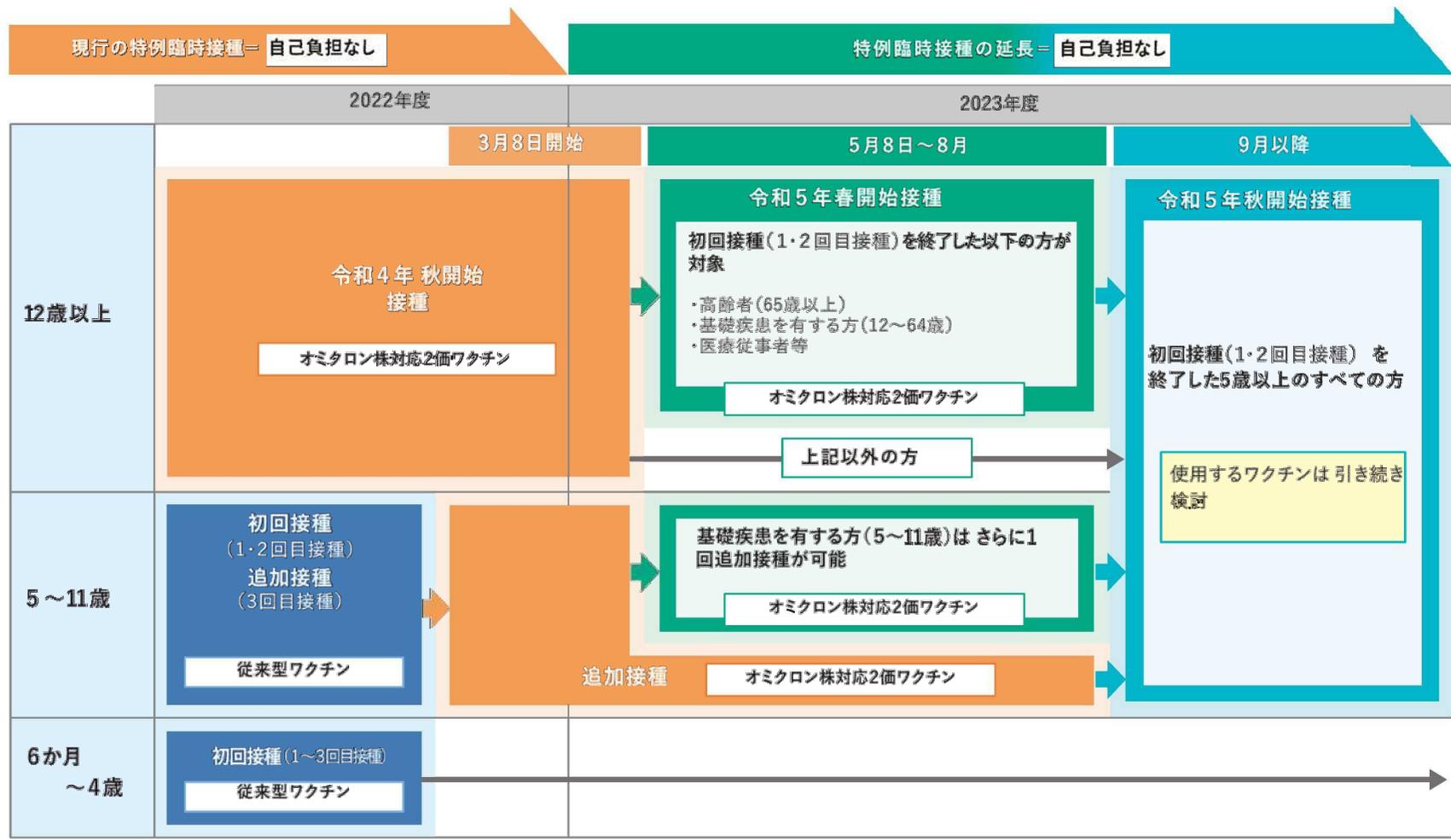
※コールセンター（0120-780-910）では、インターネット予約代行を実施（インターネット予約を利用の医療機関のみ）

○接種医療機関：約90の医療機関で実施予定

接種可能な医療機関は3月15日更新のホームページに掲載

# 令和5年度の新型コロナワクチン接種について（参考）

## ■ 令和5年度における新型コロナワクチンの接種のイメージ



(※)3月8日以降は追加接種にはオミクロン株対応2価ワクチンを用いることになります。

## 4月1日以降の学校教育活動について

4月1日以降の学校教育活動については、基本的な感染症対策を継続しながら、児童生徒及び教職員については、マスクの着用を求めないことを基本とし、以下のとおりとする。

### 1 学校教育活動について

- 授業： 「児童生徒が対面形式となるグループワーク等」  
※常時換気及び少人数のグループで実施し、大声での会話を控える。  
「一斉に大きな声で話す活動」  
※常時換気及び近距離で向かい合っでの発声は控える。
- 学校行事： 「入学式等」  
※身体的な距離を確保した上で、国歌及び校歌斉唱時等のマスク着用を求めない。  
※来賓や保護者に対しても着用を求めない。
- 給食： 一定の距離を確保することにより、黙食は必要ない。
- 部活動： 活動範囲に制限を設けない。

### 2 留意事項

- マスクの着脱を強いることのないようにする。
- マスクの着用の有無による差別、偏見等がないよう適切に指導する。

生徒のみなさんへ



## みんなが安心して生活できるようにするために



マスクをつけている人も つけていない人も

新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、マスクの着用については、一人一人が自分で考えて判断することになりました。

マスクの着脱でいじめなどがおき、だれかがつらい思いをすることがあってはいけませんね。

みんなが安心して生活できるようにするために、自分の気持ちも他の人の気持ちも大切にして、お互いの選択を尊重してほしいと思います。

知っておいてね



### いろいろな理由でマスクをはずせない人もいます

- 家族に重症化リスクの高い人がいる
- 疲れていたり、調子が悪かったりしてコロナに感染しやすくなっているなど

マスクをつけている人も つけていない人も

安心してすごせる学校を みんなでつくっていきましょう

もし、なやみや不安が大きくなった時は、先生や家族の人などに相談しましょう。また、電話で相談できるところもあります。

子どもの人権110番

0120-007-110

チャイルドライン岡山 (NPO 法人)

0120-99-7777

24時間子供SOSダイヤル

0120-0-78310



### 保護者の皆様へ

日ごろからご家庭において、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでくださり、感謝申し上げます。さて、4月1日以降の学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とし、児童生徒や保護者等の主体的な判断が尊重されます。

マスク着用の有無による差別・偏見等が起こらないよう、ご家庭においてもお子様の気持ちに寄り添っていただくとともに、改めて自他を大切にする言動について考え、話し合う機会等を設けてくださいますようお願いいたします。

### 保育料等の減免措置の終了について

新型コロナウイルス感染症が5類に移行することに伴い、保育園等を欠席する場合の保育料等の減免措置を次のとおり終了する。

- 1 終了日 令和5年5月7日
- 2 対象施設 保育園、認定こども園
- 3 対象種別 保育料（3歳未満児）、副食費（3歳以上児）

	令和5年5月7日まで	令和5年5月8日以降
保育料 (3歳未満児)	日割り還付	減免なし
副食費 (3歳以上児)	1か月のうちの6日以上 欠席の場合 半額減免	減免なし

【備考】国の減免措置は、令和5年3月31日で終了  
令和5年4月1日から終了までの期間は、市独自で減免